

南知多町まちなみ景観審議会委員名簿

R7. 4. 1

役 職	氏 名	所 属	各役職の任期	備 考
会 長	セグチ 瀬口 テツオ 哲夫	専門的知識及び 経験を有する者	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	都市計画・地域計画
	イシグロ 石黒 トシ 仁士	各種団体等の代表者 又はその指名する者	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	建 築
	スガ 須賀 モエノ 萌乃	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	商 工
	ヤマモト 山本 ナオユキ 直径	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	漁 業
	アイカワ 相川 ミサト 美里	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	まちづくり
職務代理者	モリ 森 タカシ 崇史	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	文 化 財
	オリト 折戸 ミコ 参子	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	離島・観光
	スズキ 鈴木 サコ 佐代子	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	離島・観光
	アダチ 足立 ナツミ 夏実	公募による町民	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	一般公募
	ヤマモト 山本 カズヒロ 和弘	〃	R7. 4. 1 ～ R9. 3. 31	一般公募

【南知多町まちなみ景観条例（抜粋）】

第26条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 専門的知識及び経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【南知多町まちなみ景観条例施行規則（抜粋）】

第22条 条例第9条第3項の規定による審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、会長（会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 審議会の庶務は、建設経済部まちなみ環境課において処理する。

第25条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。